

令和8年度 地方空港を活用した相互交流の促進事業 Q&A

No	公募要領項目	質問	回答
1	事業の目的	定期便やチャーター便の誘致ではどのような支援を想定しているのか？	新規就航に向けた国際定期便や国際チャーター便の誘致に向けて、必要となる経費を補助します。
2	事業の目的	定期便や定期チャーター便の誘致は国内線でも良いのか？	補助対象は国際線の誘致活動とそれに関わる取組であり、国内線の誘致は補助対象となりません。
3	事業の目的	連携する空港の数に制限はあるか？ (例:3空港でやってもいいのか)	連携する空港の数には上限を設けていません。
4	事業の目的	複数空港での連携とあるが、連携する空港に制限はあるか？ (距離の関係、規模の関係など)	事業概要に記載の通り、成田、羽田、中部国際、関空、伊丹の5空港は除きます。 その他の空港には限定は設けませんが、距離が遠い空港間の場合は、周遊ルートの作成にあたり連携する観光事業者等が多くなる可能性があります。
5	事業の目的	「双方向交流の拡大に向けて」とあるが、インバウンド関連だけの施策をやってもいいのか(またはその逆)。インとアウトどちらもやらないといけない、や比率などの規定はあるのか？	インバウンドとアウトバウンド両方の取組が必要となります。 比率の規定はありませんが、アウトバウンドの取組が極端に少ないなど、バランスを欠いた取組とならないようご注意ください。
6	事業の目的	アウトバウンド(日本人)については、日本の地方空港間の双方向交流は行わなくてよいのか？	インバウンド・アウトバウンド双方向の交流を目指す事業であり、日本人の国内(地方空港間)での双方向の交流は想定していません。
7	事業の目的	両空港に既に就航している国際定期路線を利用した相互交流でもよいのか？(インバウンド・アウトバウンドともに)	国際定期便、国際チャーター便の新規誘致を前提とした相互交流を第一に想定していますが、連携する空港の片方において既存の国際線路線を活用することは可とします。
8	事業の目的	「国際定期便、国際チャーター便の新規誘致を前提とした交流を想定」とあるが、連携する地方空港のうちいずれかの空港に該当すればよいのか	いずれか片方に国際チャーター便(もしくは国際定期便)を新規誘致する計画であれば問題ありません。 連携空港については既存の国際定期便の活用を認めます。
9	間接補助事業者	事業実施主体となる空港が別の空港と組んでそれぞれで複数事業応募するのはよいのか？	事業実施主体は複数の応募をすることは出来ません。
10	間接補助事業者	空港利用促進協議会、自治体以外の者は補助対象になり得ないか？	(あくまでアウトバウンド促進のために定期便やチャーター便の誘致を行うことを主眼とする事業であることから、)空港利用促進協議会や自治体等の空港管理者が事業主体(間接補助事業者)として不可欠ですが、これらの者と連携した旅行会社、航空会社、DMO等が行う事業も支援対象となります。
11	補助対象経費	複数空港での連携とあるが、それぞれの空港が出す事業費は均等である必要はないか？	均等である必要はありません。 連携する空港間で取り決めてください。
12	補助対象経費	国際便の誘致にあたり、空港設備の増設等は補助の対象となるのか？	補助の目的は需要創出や誘客につながる取組を支援するものであり、通常の営業として必ず負担することになる項目については補助の対象外となります。
13	補助対象経費	地方周遊等の旅行商品の企画・造成ではどのような支援を想定しているのか？	地方空港から入国し、別の地方空港から出国する間を周遊する旅行商品造成やモデルルートの作成に向けた企画費、及び造成に係る費用や、地方空港発のアウトバウンド旅行商品の企画造成に関わる費用への補助を想定しています。 なお、旅行商品の企画・造成の支援に係る合算額は、事業経費全体の2割以内に収まるようにして下さい。
14	補助対象経費	旅行商品の企画・造成費用には、旅行代金の補助は含まれるのか？	旅行商品への代金補助は対象外となります。
15	補助対象経費	地方周遊旅行商品について、地方間を国内線で結ぶような周遊も対象となるのか？	対象となります。ただし、あくまで対象経費は周遊する旅行商品造成やモデルルートの作成に向けた企画費等を想定しているため、地方間を国内線で結ぶ際の航空運賃は補助対象として想定していません。
16	補助対象経費	SNS等を活用した情報発信・プロモーションではどのような支援を想定しているのか？	アウトバウンド及びインバウンドの促進を通じた地方空港の活性化に向けて、情報発信・プロモーションに係る広告宣伝費等を想定しています。
17	補助対象経費	「SNS等を活用した情報発信・プロモーション」について、インフルエンサーを雇ってPRしてもらうこともよいのか？	可能です。
18	補助対象経費	国内もしくは海外で、観光PRイベントやお祭りのようなことをしてよいのか？	可能です。例えば、イベントの実施に必要な経費等への支出などが想定されますが、実施するイベントが新規の国際定期便又は国際チャーター便の誘致に資するものに限ります。 また、海外の場合は、誘致のターゲットとなる国に限定します。
19	補助対象経費	パスポート取得支援キャンペーンや渡航費支援キャンペーン、空港へのアクセス料補助、留学費支援、修学旅行費支援等のような、海外旅行の渡航費支援にあたる部分の施策を行ってもよいのか？	可能です。 但し、新規の国際定期便や国際チャーターの誘致に繋がる取組であることを前提とします。
20	補助対象経費	地方空港の活用に当たってのボトルネックとして、グランドハンドリング人員の不足が指摘されているが、グランドハンドリングへの支援は対象になるのか？	補助の目的は需要創出や誘客につながる取組を支援するものであり、通常の営業として必ず負担することになる項目については補助の対象外となります。

21	補助対象経費	計画上、新規路線やチャーター便の就航を目指すものとして広報事業等を実施して、結果的にR8年度中に1本もチャーター等を飛ばせなかった場合でも、その広報事業等に要した経費は対象になるか？	対象となります。補助対象経費の支払いは事業年度内の誘致の成功(就航)を条件としませんが、事業年度内に翌年度も含めた新規航空路線誘致や需要創出の取組が行われていたかどうかの検証をおこないますので、事務局による進捗ヒヤリング(複数回)の求めに何卒ご協力ください。
22	補助対象経費	国際定期便、チャーター便を誘致するにあたって、ターゲットを明確にしていらない海外プロモーション費用はどこまで認められるか？	(国際定期便・チャーター便の新規誘致を前提としていますので)ターゲット国に限定しない広範囲の国を対象とした認知度向上のプロモーション費用については認められません。 なお、誘致先のターゲットが複数あり、事業計画に盛り込まれている場合はその限りではありません。
23	補助対象経費	旅行会社に対する送客支援費用(インセンティブ)は対象となるか？	対象となる旅行商品の企画・造成に係る費用以外の旅行会社へのインセンティブは認められません。
24	補助対象経費	チャーターに係る用機費(機材費)への支出は認められるか？	航空会社及び旅行会社に対するチャーター用機費(機材費)自体への補助は認められません。
25	その他	国際チャーター実施に係る契約等については、本邦航空会社・本邦旅行会社以外に、海外航空会社・海外旅行会社としても問題ないか？	外航を誘致することもあると想定しているため、海外航空会社や海外旅行会社等との契約は問題ありません。
26	その他	アウトバウンド(日本人)が複数の海外空港を利用してもよいか？	問題ありません。
27	その他	今回の事業におけるチャーター便の定義において、就航期間や便数等の制限はあるか？	今回の事業においては、就航の期間及び便数の制約は設けていません。
28	その他	連携する相手方空港に現在運休中の国際定期路線があり、当該運休路線と同一路線で異なる航空会社を用いた国際チャーター便を誘致する場合は、「新規誘致を前提とした交流」の対象となるか？	対象となります。
29	その他	過去の近い時期に国際チャーター便を運航した実績を有する場合、同一路線の国際チャーター便の誘致を行うこととは「国際定期便、チャーター便の新規誘致を前提とした交流」として対象となるか？ (例:2026年夏期ダイヤ期間で釜山定期チャーターを実施⇒2026年冬期ダイヤ以降の期間で再度チャーターを行うとする場合)	例にあるような同年度内の事例の場合は「新規」とは言えず対象外となりますが、過去に同一の路線でチャーター実績があった場合の考え方については、2年間(令和6年度・令和7年度)の運休期間があれば新規として扱って頂いて問題ありません。 例)令和元年度において運航していた便であって、新型コロナウイルス感染症の影響によって運休となった路線の運航再開は新規とみなします。
30	その他	複数の事業における連携先の空港の重複は出来るのか？ また、その場合の補助金の取り扱い？	連携先空港の重複は可能です。但し、連携先空港における補助金の使途の重複は認められません。 (例) A事業 事業主体:C空港+連携:E空港 B事業 事業主体:D空港+連携:F空港 この場合、E空港はA事業及びB事業の連携先として補助金の対象となりますが、E空港において両事業の補助金を活用する場合は、事業の会計管理を別にし、使途の重複が無いようにして頂く必要があります。
31	その他	事業主体となる空港が、他事業の連携先空港となることは出来るのか？ また、その場合の補助金の取り扱い？	可能です。 但し、事業主体となっている事業と、連携先空港となっている事業の補助金の使途の重複は認められません。 (例) A事業 事業主体:C空港+連携:E空港 B事業 事業主体:D空港+連携:C空港 この場合、C空港はA事業の実施主体、B事業の連携先として補助金の対象となりますが、C空港において両事業の補助金を活用する場合は、事業の会計管理を別にし、使途の重複が無いようにして頂く必要があります。